

No
12

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

(上下水道局総務経営部経営企画課)

市長の附属機関として、北九州市上下水道事業審議会を設置するため、関係規定を改めるもの

1 市長の附属機関の設置

附属機関	担任する事項
北九州市上下水道事業審議会	市長の諮問に応じ、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営に関する事項について調査審議すること。

2 施行期日

公布の日

No
13

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について

(教育委員会教職員部教職員課)

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の教職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるもの

1 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 給与改定

改定率 2.70パーセント

(2) 配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の額の改定

現 行	改正後
月額 10,000円	月額 13,000円

(3) 地域手当の支給割合の改定

現 行	改正後
100分の3	100分の4

(4) 新たに給料表の適用を受けることとなった教職員を単身赴任手当の支給対象にする。

(5) 管理職員特別勤務手当の平日深夜に係る支給対象時間帯の変更

現 行	改正後
午前零時から午前5時まで	午後10時から午前5時まで

(6) 定年前再任用短時間勤務教職員に住居手当を支給することを定める。

(次頁に続く)

(続き)

(7) 特殊勤務手当の新設

種類	支給範囲	手当額
災害応急対策等業務手当	教職員が、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務に従事したときに支給する。	従事した1日につき1,080円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする(同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第2号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。)。 (1) 午後6時から翌日の午前6時までの間において業務に従事した場合 100分の50 (2) 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合 100分の100

2 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正

暫定再任用教職員に住居手当を支給することを定める。

3 施行期日

1 (1) は、規則で定める日(令和6年4月1日から適用)

1 (7) は、公布の日(令和6年1月1日から適用)

1 (2) から(6)及び2は、令和7年4月1日

<p>No 14</p>	<p>北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正について (教育委員会教職員部教職員課)</p>
<p>定年引上げに伴う退職手当の基本額の計算方法に係る特例の改正を行うため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 定年引上げに伴う措置の追加</p> <p>(1) 給料月額7割措置の適用前に給料の月額が減額されたことがある教職員の退職手当は、当該減額前の給料の月額、給料月額7割措置の適用前の給料の月額及び退職日の給料の月額により算定する。</p> <p>(2) 市長部局給与条例等の適用を受けていた教職員で、引き続きこの条例の規定による給料月額7割措置の適用を受ける教職員の退職手当は、市長部局給与条例等に基づく給料の月額を含めて算定する。</p> <p>2 施行期日 令和7年1月1日</p>	

No 15	当せん金付証券の発売について <p style="text-align: right;">(財政・変革局財務部財政課)</p>
<p>令和7年度において本市が発売する当せん金付証券の発売総額の範囲を定めるもの</p> <p>発売総額 120億円以内</p>	

<p>No 16</p>	<p>新日明工場整備運営事業契約の一部変更について (環境局循環社会推進部施設課)</p>
<p>新日明工場整備運営事業契約について、契約金額を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額 515億622万1,940円</p> <p>2 変更契約金額 521億6,261万8,440円</p>	

<p>No 17</p>	<p>本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約の一部変更について (環境局循環社会推進部施設課)</p>
<p>本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約の契約金額及び工期を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額 49億7,398万円</p> <p>2 既決工期 令和5年10月3日から令和8年3月31日まで</p> <p>3 変更契約金額 51億1,566万8,800円</p> <p>4 変更工期 令和5年10月3日から令和9年1月31日まで</p>	

No
18

市道路線の認定、変更及び廃止について

(都市整備局道路部管理課)

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

	数	延長	面積
認定	18路線	1,658m	9,845㎡
変更	2路線	△385m	△5,604㎡
廃止	△3路線	△257m	△2,356㎡

<p>No 19</p>	<p>旦過地区立体換地建築物整備業務委託契約締結について (都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室)</p>
<p>旦過地区立体換地建築物整備業務委託契約を締結するもの</p> <p>1 委託業務名 旦過地区立体換地建築物整備業務委託</p> <p>2 契約金額 24億4,659万8,000円</p> <p>3 契約方法 随意契約</p> <p>4 契約期間 契約締結の日から令和8年9月30日まで</p> <p>5 契約の相手方 若築・内藤・プロセスプラス共同企業体 代表者 北九州市若松区藤ノ木一丁目10番4号 若築建設株式会社北九州営業所 所長 瀬戸口常秋</p> <p>構成員 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 株式会社内藤ハウス福岡営業所 所長 丸山勝彦</p> <p>構成員 福岡市中央区大名二丁目11番19号 株式会社プロセスプラス 代表取締役 平野聡子</p>	

<p>No 20</p>	<p>損害賠償の額の決定及び和解について (都市整備局河川公園部公園管理課)</p>
<p>令和6年7月24日頃に北九州市立本城霊園の樹木が倒れ、墓石等を損壊させた事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの</p> <p>1 相手方 北九州市八幡西区 個人</p> <p>2 損害賠償金額 338万8,000円</p> <p>3 和解事項 (1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金338万8,000円を支払うものとする。 (2) 北九州市は、本和解成立の日から1箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。 (3) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手方に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。</p>	

No 21	<p>損害賠償の額の決定及び和解について</p> <p style="text-align: right;">(上下水道局下水道部下水道保全課)</p>
<p>令和6年6月1日に北九州市八幡西区内宅地の公共下水道の取付管が閉塞したことにより、住宅の床下に汚水があふれ、床材等を汚損させた事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの</p> <p>1 相手方 北九州市八幡西区 個人</p> <p>2 損害賠償の額 966万3,294円</p> <p>3 和解事項</p> <p>(1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金966万3,294円を支払うものとする。</p> <p>(2) 北九州市は、本和解成立の日から1箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。</p> <p>(3) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申し立てをしない。</p> <p>(4) 本和解の契約書の作成に関する費用は、北九州市の負担とする。</p>	

No 22	市有地の処分について (港湾空港局港営部港営課)
<p>門司区新門司北三丁目に所在する市有地を流通保管施設用地として売り払うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の地目及び所在地 雑種地 門司区新門司北三丁目1番37 2 土地の地積 1万688.21平方メートル 3 売払い予定金額 4億415万7,044円 	

<p>No 23</p>	<p>指定管理者の指定について（北九州市立交通安全センター） （総務市民局安全・安全推進部安全・安心推進課）</p>
<p>北九州市立交通安全センターについて、指定管理者を指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者に管理を行わせる施設 北九州市立交通安全センター 2 指定管理者に指定する者 特定非営利活動法人 I - D O 3 指定する期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで 	

No 24～ 31	指定管理者の指定について（北九州市立福社会館等） <div style="text-align: right;">（保健福祉局総務部総務課）</div>
-----------------	---

北九州市立福社会館等について、指定管理者を指定するもの

No	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
24	北九州市立福社会館	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	北九州市立戸畑市民会館		
25	北九州市立新門司老人福祉センター	株式会社トキワビル商会	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
26	北九州市立年長者研修 大学校周望学舎	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	北九州市立年長者研修 大学校穴生学舎		
	北九州市立北九州穴生 ドーム		
27	北九州市立ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター	社会福祉法人年長者の里	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
28	北九州市立東部障害者福社会館	公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	北九州市立西部障害者福社会館		
	北九州市立点字図書館		
	北九州市立聴覚障害者情報センター		

（次頁に続く）

(続き)

29	北九州市立総合療育センター	社会福祉法人北九州市福祉事業団	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
	北九州市立総合療育センター西部分所		
30	北九州市立東部斎場	株式会社五輪	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
31	北九州市立介護実習・普及センター	麻生教育サービス株式会社北九州支店	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

No 32～ 39	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等） (子ども家庭局子ども家庭部総務企画課)
-----------------	--

北九州市立子どもの館等について、指定管理者を指定するもの

No	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
32	北九州市立子どもの館 北九州市立子育てふれあい交流プラザ	NPO法人子ども未来ネットワーク北九州	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
33	北九州市立第1緑地保育センター 北九州市立第2緑地保育センター	社会福祉法人北九州市福祉事業団	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
34	北九州市立藍島保育所	NPO法人いっしょに	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
35	北九州市立母子・父子福祉センター	一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
36	北九州市立小倉母子寮	社会福祉法人孝徳会	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
37	北九州市立八幡母子寮	社会福祉法人八幡民生事業協会	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
38	北九州市立児童館 (風師児童館等39館)	社会福祉法人北九州市福祉事業団	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(次頁に続く)

(続き)

39	北九州市立玄海青年の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
----	-------------	---------------------	------------------------

No 40～ 42	指定管理者の指定について（北九州市環境ミュージアム等） <div style="text-align: right;">（環境局総務政策部総務課）</div>
-----------------	--

北九州市環境ミュージアム等について、指定管理者を指定するもの

No	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
40	北九州市環境ミュージアム	タカミヤ・里山・エックス共同事業体	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
41	北九州市響灘ビオトープ	響灘ビオトープ共同事業体	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
42	北九州市エコタウンセンター	一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

No 43・ 44	指定管理者の指定について（北九州市立商工貿易会館等） <div style="text-align: right;">（産業経済局総務政策部総務課）</div>
-----------------	---

北九州市立商工貿易会館等について、指定管理者を指定するもの

No	指定管理者に管理を行 わせる施設	指定管理者に指定す る者	指定する期間
43	北九州市立商工貿易会館	北九州商工会議所	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
44	釣り台付き遊歩道	ひびき灘漁業協同組合	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

No 45～ 57	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） （都市ブランド創造局総務文化部総務課）
-----------------	---

北九州芸術劇場等について、指定管理者を指定するもの

No	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
45	北九州芸術劇場	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
	北九州市立響ホール		
46	北九州市立門司市民会館	共同企業体グループA2K	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	北九州市立若松市民会館		
47	北九州市立大手町練習場	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
48	北九州市立旧百三十銀行ギャラリー	株式会社COLT	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
49	北九州国際展示場	公益財団法人北九州観光コンベンション協会	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
	北九州国際会議場		
50	北九州市立総合体育館等24施設	公益財団法人北九州市スポーツ協会	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
51	北九州市立新門司体育館等26施設	北九州スポーツネットワーク共同事業体	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（次頁に続く）